

公益社団法人 船橋青色申告会  
 令和3年分年末調整相談会開催について  
 ～どなたでもご利用いただけます～

**専従者や従業員等の方に給与をお支払いしている事業主の方が対象になります。**

納付期限	令和4年1月20日(木)	納付額が0円の場合でも、納付書を税務署に提出する必要があります。その場合は各相談会場にて納付書をお預かりし当会にて税務署に提出します。但し源泉徴収票(給与支払報告書)は除きます。
------	--------------	---

**公民館での年末調整相談会開催見送りについて (重要)**

新型コロナウイルス感染症状況により、昨年同様に公民館の使用中止の可能性も考えられます。開催可否についての混乱等を未然に防ぐため、**本年度も公民館での年末調整相談会開催を見送り、青色会館のみで相談会を開催させていただきます。**  
 なお、**決算・申告相談会は二和・高根台・薬円台の各公民館で開催を予定しておりますが、今後の感染状況により開催ができない場合があります。**その際は青色会館をご利用ください。何とぞご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

**青色会館での開催日程(予約は不要)**

開催期間	開催時間	特別会費等	
令和3年12月13日(月)～24日(金) 土日祝を除く	9時～11時30分	会員	かかりません
令和4年1月5日(水)～20日(木) 日祝を除く	13時～15時30分	会員以外	3,000円 (1回30分迄)

青色会館での相談会開催に伴う留意事項(マスク着用をお願いします。体調に不安がある方はご遠慮ください。)

- ①上記期間内に記帳及び決算申告相談等で来訪された場合は、**年末調整相談の方を優先**させていただきますので、相談が前後する場合があります。予めご了承ください。②来訪は**お一人**でお願いします。

**マイナンバーの記載等について**

支払いを受ける者(従業員・専従者等)から給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受けることによりマイナンバーの提供を受ける場合、支払者(事業主)は、支払いを受ける者(従業員・専従者等)の個人番号カード又は通知カード等により本人確認を行う必要があります。

源泉徴収票(給与支払報告書)にマイナンバーを記載していただく方	①支払者(事業主)、②支払を受ける者(従業員・専従者等)、 ③支払を受ける者(従業員等)の控除対象配偶者、 ④支払を受ける者(従業員等)の控除対象扶養親族
市役所等に源泉徴収票(給与支払報告書)を提出する場合コピーして添付していただくもの	(1)支払者(事業主)の①個人番号カード(マイナンバーカード)の両面コピー、 (2)個人番号カードをお持ちでない方は、②支払者(事業主)の番号確認書類(通知カードかマイナンバーが記載された住民票)と本人確認書類(運転免許証かパスポート等)の両方のコピー
注意事項	①当会では、特定個人情報保護法によりマイナンバーが記載された源泉徴収票(給与支払報告書)をお預かりする事が出来ません。各自で源泉徴収票(給与支払報告書)を直接各市町村に提出していただきますようお願い申し上げます。 ②受給者交付用(従業員・専従者等)の源泉徴収票には、マイナンバーの記載は不要です。

年末調整開催一覽表	開催月	会場	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	12月	青色会館	13 ○	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18 休	19 休	20 ○	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25 休	26 休
1月	青色会館	12/27 休	12/28 休	12/29 休	12/30 休	12/31 休	1 休	2 休	3 休	4 休	5 ○	6 ○	7 ○	8 ○	9 休	
	公民館	開催見送り														
	青色会館	10 休	11 ○	12 ○	13 ○	14 ○	15 ○	16 休	17 ○	18 ○	19 ○	20 ○				
	公民館	開催見送り														

○:年末調整相談会開催日【予約不要】 休:休館日